

労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

千葉県内の労働災害は、令和6年に入ってから死亡災害に歯止めがかからず、2月末時点で既に10人の尊い命が労働現場で失われています。特に、建設業及び製造業においては大幅な増加となっており、極めて憂慮される状況にあります。

労働災害は本来あってはならないものであり、死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、良質な人材を確保・育成し、企業活動を活性化する上でも欠かすことのできない重要な取組で企業に大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、全ての労働災害の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認を行い、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

1. 安全がすべてに優先することを企業トップが発信すること
2. 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者自らが安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
3. 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等の職務を明確にし、確実に実行させること
4. 雇い入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底するなどにより労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること

令和6年3月12日

厚生労働省 千葉労働局長

岩野 剛



第14次労働災害防止計画推進中！

千葉県内で死亡災害多発

千葉労働局管内で発生した令和6年の労働災害による死者数は、2月末現在で10人となっています。このうち、建設業においては4人、製造業では3人と、前年同期に比べて大きく増加しています。この傾向が続ければ、死亡災害は3年連続で増加という極めて憂慮される事態となります。

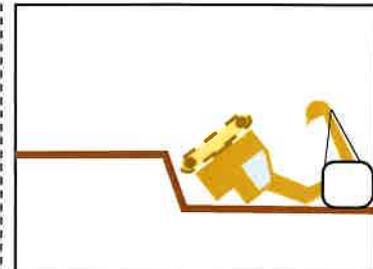
このため、千葉労働局では、建設業及び製造業各々に、労働災害防止対策を推進する上で、特に留意すべき事項を裏面のとおり取りまとめました。各事業場においては、安全衛生活動の総点検をお願いします。

死亡災害の概要

【建設業】建設業における死亡災害のうち、建設機械に係る災害が3件発生しています。

業種：土木工事業
職種：機械のオペレーター
年齢：20歳後半
事故の型：転倒（機械による）
起因物：車両系建設機械 (ドラグ・ショベル)
経験年数：3年～5年

●災害発生状況
法面復旧工事のため、ドラグ・ショベルのクレーンモード仕様にて大型土嚢を運搬途中、法肩からドラグ・ショベルが横転して地面とドラグ・ショベルとの間に挟まれたもの。
つり上げていた大型土嚢の重量がクレーンモード仕様の定格荷重以上であった。



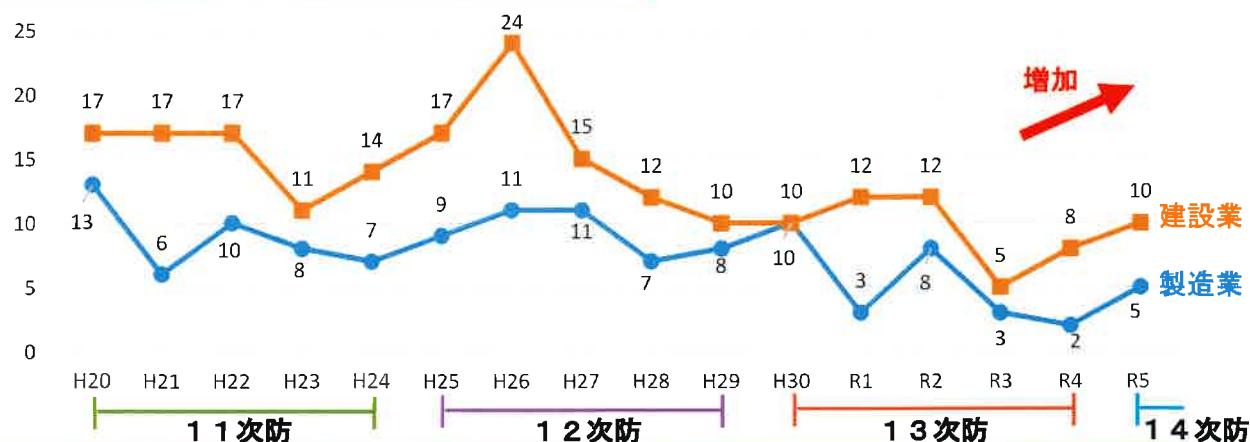
【製造業】製造業における死亡災害のうち、はざまれ・巻き込まれによる災害が2件発生しています。

業種：食品製造業
職種：食品製造工
年齢：60歳前半
事故の型：はざまれ・巻き込まれ
起因物：一般動力機械 (食品搬出装置)
経験年数：15年～20年

●災害発生状況
食品製造ラインにて、搬出装置の隙間に加工品等が落下。落下物を取り除くため搬出装置内に腕を伸ばしたところ、搬出バー（数十秒毎に稼働）が稼働し腕及び上半身が巻き込まれた。
落下した加工品を取り除く際、事前に搬出装置の電源を切っていなかった。



過去の死亡災害の発生状況グラフ



職場の安全点検に見開きページの✓リストをご活用ください。



千葉労働局 労働基準部 健康安全課



製造業の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)



- 1 機械・設備の清掃や修理作業などを行うときに、**機械の電源を切っていますか。**
- 2 やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合に、機械を完全に停止させた**操作盤にその旨を表示する等**により、不意に作動することがないようにしていますか。
- 3 フォークリフトで作業を行うときに、**フォークリフトの爪(フォークに差したパレットを含む)を足場代わりに使っていませんか。**
- 4 クレーン等で作業を行うときに、つり上げた荷が落下する危険性がある**荷の下などの箇所**に立ち入っていませんか。
- 5 高さが2メートル以上の開口部等の場所で作業を行うときに**墜落制止用器具（安全帯）**などを使用していますか。
- 6 **安全衛生教育**を実施していますか。
(雇入れ時又は作業内容を変更した時など)
- 7 通常作業及び清掃時等の非定常作業について、**安全な作業手順**を作成し、作業者全員に周知していますか。
- 8 機械・設備が安全に使用できるように**点検・修理等**を実施していますか。
- 9 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に**無資格者**を従事させていませんか。
- 10 **加齢**に伴う身体・精神機能の低下による**労働災害発生リスク**に対応した**高年齢労働者**の安全衛生対策に取り組んでいますか。

建設業の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)



- 1 高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、幅40センチ以上の作業床、高さ85センチ以上の手すり、中さん等を設置していますか。
- 2 高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、開口部への囲いや墜落制止用器具（安全帯）などを使用していますか。
- 3 高所で作業を行うときに、物体の飛来、落下を防止する設備や防網（安全ネット）、立入禁止区域を設定するなどの対策をしていますか。
- 4 建設機械やクレーン等を使用するときに、周囲の作業員と接触させないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置するなどの措置を行っていますか。
- 5 建設機械で作業するときに、作業等する通行範囲に鉄板を敷く等の地盤の沈下を防止するなどの措置を行っていますか。
- 6 建設機械で作業するときに、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業者全員に周知していますか。
- 7 クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げ作業を行うときに、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードにしていますか。
- 8 はしごや脚立等を使用するときは、はしごの上部、下部の固定状況等の確認や転位防止、開き角度を75度以下にするなどの措置を行っていますか。
- 9 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格者を従事させていませんか。
- 10 加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策を行っていますか。